

日本障害者就労支援事業所協会会報

発行日 令和2年5月1日

発行者 一般社団法人日本障害者就労支援事業所協会(JESAC)

挨拶
代表理事 佐藤 豊



新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、史上初の緊急事態宣言も発せられ、今後も予断を許さない状況が続いております。

障害福祉サービスの提供者であります皆様におかれましては、利用者の皆様はもちろんのこと、従業員の皆様の感染拡大防止を図りながら、事業を継続されておられ、様々なご苦勞をされていることと存じます。社会的使命を持って事業継続を、これからも、

進めていけるよう、私どもも側面よりお手伝いできるような尽力していきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

4月7日、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長に対し、緊急要望を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、厚生労働省におかれましては、2月下旬には、就労移行支援事業の運営基準等の柔軟な取り扱いを可能として頂き、また3月に入り、定着支援についても対面による支援困難な際の柔軟な対応等も考慮頂きました。

当協会は会員事業者の皆様に対しまして、新型コロナウイルスの影響について緊急アンケートを行い、それら意見を集約し緊急要望をまとめ、提出致しました。

要望事項は、①「就労移行・定着支援事業の利用基準の柔軟化に対する自治体ごとの異なる対応について」、②「就労移行支援事業の利用延長について」、③緊急事態宣言後の影響について」の3項目。

各項目について、厚生労働省の担当者におかれましては、私どもの願いを深くご理解を頂き、特に項目②の「利用延長」につきましては、都道府県、指定都市、中核市に対し、次のように柔軟に取り扱うよう、通達されました。

「就労移行支援事業における標準利用期間の更新の取扱い」

：年度内に、標準利用期間(更新後の標準利用期間含む。)の終了を迎える者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就労活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要であると認められる場合においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、臨時的な取扱いとして、「原則一回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大一年間までの範囲内で柔軟に更新することを可能とする。・・・」

以上、私どもの要望が叶うことができました。今後とも、皆様の声を届けていけるよう活動して参ります。

第3回総会 及び勉強会

第3回総会および勉強

強会が、去る2月20日（木）、衆議院第二議員会館にて開催されました。今回の勉強会は、厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チームアドバイザーの立教大学コミュニケーション福祉学部 平野方紹教授をお招きし、「報酬改定と今後の就労系サービス」と題し講演を頂きました。

その後、「令和三年度に向けた予算編成に対する要望（制度改善等に係る要望）事項」について意見交換。

また「障害者の遠隔地雇用（サテライトオフィス）やテレワーク」について厚生労働省職業安定局担当者より説明を頂きました。

国会議員（代理を含め）約20名と一般会員等約50名の計約70名参加のなか、たいへん活発な議論を行うことができました。

講演 立大教授 平野 方紹氏

2018年の報酬改定の焦点は改定率でした。わが国の社会保障の主要な報酬制度は、診療報酬（2年ごと）に改定・介護報酬（3年ごと）・障害者サービス報酬（3年ごと）の3つです。

2012年の改定では、①障害+2%、②医療+1.38%、介護+1.2%でした。2014・15年改定では、①医療、②障害、③介護。そして、2018年改定では、①医療+0.55%、②介護+0.54%、③障害+0.4

7%と3報酬で最も低い改定率となっていました。

この「降格」について厚生労働省は経営実態調査が医療・介護よりも良かったからと説明していますが、財務省の本音は、障害福祉の財源のほとんどが税なのに対し、医療・介護は社会保険なのだから、税主体の障害福祉は社会保険主体の医療・介護を上回ることはないという、財源問題に起因すると考えます。

・前回報酬改定の意図

2018年の報酬改定では、①法改正（自立生活援助、定着支援など）の内容を具体化する、②今後の施策の方向性の軌道修正とメリハリつけ、としたうえで、次のような方針を示しています。

①量から質への転換、
②効率的・効果的な配分、③重度障害者・医療

的ケア児対策を重視、
④経過的措置を解消しての本格実施。

・次回2021年の報酬改定はどうなるのか

前回の改定では、生活介護・生活施設支援・短期入所などは、ほとんど手が付けられませんでした。おそらくこの分野が次回の標的になります。また、前回踏み込めなかった「送迎費」、「食事提供加算」も財務省は廃止を迫ってくると思います。

何をもって「福祉の効果があつたのか」を現場から示してゆくこと、それが国民的な理解を得ることが問われているといえます。



住所・電話番号が変わりました。
新住所・電話は以下の通りです。

一般社団法人

日本障害者就労支援事業所協会 (JESAC)

〒103-0025 東京都中央区日本橋八丁堀 1-4-5 川村八重洲ビル 7階

TEL / FAX : 03-3579-4188 E-mail info@jesac.com